

平成 26 年 1 月 14 日
復興事業局

復興推進計画（応急仮設建築物活用事業）の国への申請について

1. 申請内容の概要

建築基準法第 85 条第 2 項で特定行政庁（仙台市）から許可を受けている応急仮設建築物については、最長で 2 年 3 カ月まで存続させることができる（建築基準法第 85 条第 4 項）が、東日本大震災からの復興の状況からみて被害を受けた建築物の再建に相当の期間を要すると見込まれるものについては、復興推進計画に記載した期間まで応急仮設建築物の存続期間を延長することができることとされている（東日本大震災復興特別区域法第 17 条）。

本市においては、東日本大震災により被災し、新築工事を行っている市立の小学校校舎、東北大学の校舎（裏面参照）が対象となり、それぞれの工事期間等に応じて、応急仮設建築物の存続期間を延長するものとする。

2. 申請主体

仙台市（特定行政庁ごとに申請）

3. 国への申請

平成 26 年 1 月 17 日

応急仮設建築物活用事業 申請物件一覧

	建築場所	用途	建築基準法による 許可期間	特区法による 延長期間
	建築名称			
1	仙台市若林区蒲町 805-1	小学校	H24.7.12～H26.5.27	H26.5.28～H27.5.31
	仙台市立蒲町小学校仮設校舎			
2	仙台市泉区南光台 7 丁目 10-1	小学校	H24.9.13～H26.5.27	H26.5.28～H27.5.31
	仙台市立南光台小学校仮設校舎			
3	仙台市青葉区堤通雨宮町 10-3	大学	H24.7.26～H26.4.30	H26.5.1～H29.3.31
	東北大学(雨宮)仮設校舎			
4	仙台市青葉区川内 41 他 14 筆	大学	H24.7.26～H26.4.30	H26.5.1～H29.3.31
	東北大学(川内1)仮設校舎			
5	仙台市青葉区片平二丁目 1-3	大学	H25.1.10～H26.4.30	H26.5.1～H29.3.31
	東北大学(片平)仮設校舎(A-2 棟)			
6	仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6 外 15 筆	大学	H24.9.7～H26.4.30	H26.5.1～H29.3.31
	東北大学(青葉山)仮設校舎			
7	仙台市青葉区片平二丁目 1-1	大学	H24.10.12～H26.6.30	H26.7.1～H29.3.31
	東北大学(片平)仮設校舎(A-3 棟)			
8	仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6 外 15 筆	大学	H24.11.9～H26.9.30	H26.10.1～H29.3.31
	東北大学(青葉山)仮設校舎(A-4 棟)			
9	仙台市青葉区星陵町 17 番地 1 他	大学	H24.7.26～H26.4.30	H26.5.1～H31.3.31
	東北大学(星陵)仮設校舎(歯学部棟)			
10	仙台市青葉区星陵町 176 番地 1 他	大学・病院	H24.7.26～H26.4.30	H26.5.1～H31.3.31
	東北大学(星陵)仮設校舎(医学部棟)			
11	仙台市青葉区星陵町 176 番地 1 他	大学・病院	H25.6.14～H27.6.9	H27.6.10～H31.3.31
	東北大学(星陵)医学部(臨床系)仮設研究棟			